

令和5年2月

# 甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市



令和5年2月28日 提出

甲斐市長 保 坂 武



## 目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第3号	甲斐市特定事業ふるさと応援基金条例の制定の件	1
議案第4号	甲斐市企業版ふるさと応援基金条例の制定の件	3
議案第5号	甲斐市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定の件	5
議案第6号	甲斐市企業立地支援条例の一部改正の件	7
議案第7号	令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）	9
議案第8号	令和4年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	19
議案第9号	令和4年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	25
議案第10号	令和4年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）	31
議案第11号	令和4年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第5号）	37
議案第12号	令和4年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	43
議案第13号	令和4年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第4号）	49
議案第14号	令和4年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）	51
議案第15号	甲斐市名誉市民条例の制定の件	53
議案第16号	甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例の制定の件	55
議案第17号	甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件	57
議案第18号	甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件	59
議案第19号	甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件	61
議案第20号	甲斐市子ども・子育て会議条例等の一部改正の件	63
議案第21号	甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	65
議案第22号	甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	67

議案番号	件名	ページ
議案第23号	甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	69
議案第24号	甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件	71
議案第25号	甲斐市営住宅条例の一部改正の件	73
議案第26号	甲斐市水道給水条例の一部改正の件	75
議案第27号	市道路線認定の件	77
議案第28号	令和5年度甲斐市一般会計予算	79
議案第29号	令和5年度甲斐市国民健康保険特別会計予算	87
議案第30号	令和5年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算	91
議案第31号	令和5年度甲斐市介護保険特別会計予算	95
議案第32号	令和5年度甲斐市介護サービス特別会計予算	99
議案第33号	令和5年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	103
議案第34号	令和5年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算	107
議案第35号	令和5年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算	111
議案第36号	令和5年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計予算	115
議案第37号	令和5年度甲斐市水道事業会計予算	119
議案第38号	令和5年度甲斐市簡易水道事業会計予算	123
議案第39号	令和5年度甲斐市下水道事業会計予算	127

## 甲斐市特定事業ふるさと応援基金条例の制定の件

甲斐市特定事業ふるさと応援基金条例を次のとおり定めるものとする。

### 甲斐市特定事業ふるさと応援基金条例

#### (設置)

第1条 市を応援したいという想いのもとに寄せられた寄附金を特定事業の財源に充てるため、甲斐市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

#### (基金台帳)

第7条 基金は、台帳に記載し、常にその状況を明確にしなければならない。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

特定事業に対する寄附金の使途を明確にするとともに、より効果的な基金の運用をもって、事業を計画的に推進する経費の財源に充てるため、甲斐市特定事業ふるさと応援基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市企業版ふるさと応援基金条例の制定の件

甲斐市企業版ふるさと応援基金条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市企業版ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）の実施に必要な費用に充てるため、甲斐市企業版ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 企業版ふるさと納税（法第13条の2に規定する寄附をいう。）を受けた額のうち市長が定める額
- (2) 前号に掲げるもののほか、予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

(基金台帳)

第7条 基金は、台帳に記載し、常にその状況を明確にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、甲斐市企業版ふるさと応援基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定の件

甲斐市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)に基づき、地域経済牽引事業の促進を図るため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)において使用する用語の例による。

(課税免除)

第3条 市長は、地域経済牽引事業促進区域内において、同意基本計画の計画期間内に地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意基本計画の同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとする。

(課税免除の申請等)

第4条 前条の規定による課税免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、課税免除の可否を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、第3条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

(2) 偽りの申請その他不正の行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく、地域経済牽引事業を実施する事業者に対し、対象施設に係る固定資産税の課税免除を講ずるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第3条の規定により、課税免除に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第6号

### 甲斐市企業立地支援条例の一部改正の件

甲斐市企業立地支援条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

#### 甲斐市企業立地支援条例の一部を改正する条例

甲斐市企業立地支援条例（平成24年甲斐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく地域経済牽引事業計画による事業でないこと。

第7条中「（全期分を前納した場合は、全期前納報奨金の額を差し引いた額）」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

甲斐市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に伴い、支援措置の重複適用を避けるため所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第7号

**令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）**

令和4年度甲斐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,169,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 地方譲与税	
	3 森林環境譲与税
11 地方交付税	
	1 地方交付税
13 分担金及び負担金	
	1 負担金
14 使用料及び手数料	
	1 使用料
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
17 財産収入	
	1 財産運用収入
18 寄附金	
	1 寄附金
19 繰入金	
	1 基金繰入金
21 諸収入	
	5 雑入
22 市債	
	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
182,846	158	183,004
12,846	158	13,004
5,963,025	210,091	6,173,116
5,963,025	210,091	6,173,116
83,901	2,710	86,611
83,901	2,710	86,611
205,035	△9,766	195,269
162,366	△9,766	152,600
6,014,412	△26,151	5,988,261
4,283,653	69,596	4,353,249
1,715,800	△95,747	1,620,053
2,476,124	△24,655	2,451,469
1,550,441	5,298	1,555,739
730,892	△22,709	708,183
194,791	△7,244	187,547
24,996	138	25,134
14,996	138	15,134
1,105,709	3,000	1,108,709
1,105,709	3,000	1,108,709
455,228	2,394	457,622
449,405	2,394	451,799
496,466	△3,151	493,315
461,924	△3,151	458,773
3,101,235	△400	3,100,835
3,101,235	△400	3,100,835
33,014,879	154,368	33,169,247

歳 出

款	項
1 議会費	1 議会費
2 総務費	1 総務管理費
	4 選挙費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
	2 環境衛生費
	3 清掃費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	3 河川費
	4 都市計画費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
198,553	△1,937	196,616
198,553	△1,937	196,616
3,457,261	△31,265	3,425,996
2,772,731	△10,829	2,761,902
109,627	△20,436	89,191
13,029,490	△31,540	12,997,950
5,398,882	△24,181	5,374,701
6,444,374	△61,110	6,383,264
1,178,631	53,751	1,232,382
2,867,728	47,259	2,914,987
1,440,740	51,176	1,491,916
235,290	2,855	238,145
1,191,698	△6,772	1,184,926
592,359	14,627	606,986
485,209	17,225	502,434
97,915	△2,598	95,317
117,582	45,000	162,582
117,582	45,000	162,582
2,212,703	△2,880	2,209,823
227,232	750	227,982
351,500	12,787	364,287
79,900	△8,600	71,300
1,517,784	△7,817	1,509,967
1,069,296	△14,489	1,054,807
1,069,296	△14,489	1,054,807
5,136,570	9,617	5,146,187
546,351	△7,622	538,729

款	項
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 学校給食費
	5 幼稚園費
	6 社会教育費
	7 保健体育費
12 公債費	1 公債費
13 諸支出金	1 基金費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,261,920	32,338	2,294,258
466,049	△5,928	460,121
656,936	△9,153	647,783
39,349	△5,598	33,751
530,612	2,986	533,598
635,353	2,594	637,947
3,233,835	△54,867	3,178,968
3,233,835	△54,867	3,178,968
1,022,007	174,843	1,196,850
1,022,007	174,843	1,196,850
33,014,879	154,368	33,169,247

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと応援寄附金事業	120,000
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉諸費	1,080
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナワクチン接種事業	170,105
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良事業	46,401
		土地改良区施設改修事業	15,200
7 商工費	1 商工費	貨物自動車運送事業者緊急支援事業	45,000
8 土木費	1 土木管理費	土木総務事業	3,250
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	37,346
8 土木費	4 都市計画費	幹線道路整備事業	334
		緑化センター跡地活用事業	31,313
10 教育費	1 教育総務費	学習系ネットワーク管理費	2,288
10 教育費	2 小学校費	竜王西小学校用地取得費	40,600

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理について協定を締結すること	令和5年度から令和7年度まで	14,331
甲斐市玉幡公園総合屋内プール、敷島B&G海洋センター及び双葉B&G海洋センターの指定管理について協定を締結すること	令和5年度から令和8年度まで	40,000

第4表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業	2,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	33,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	48,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	17,000	同上	同上	同上	37,100	同上	同上	同上
河川事業	32,400	同上	同上	同上	23,800	同上	同上	同上
道路橋梁事業	22,500	同上	同上	同上	22,100	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業	312,200	同上	同上	同上	307,300	同上	同上	同上
合併特例事業	579,900	同上	同上	同上	556,000	同上	同上	同上

議案第 8 号

**令和 4 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）**

令和 4 年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 9 8 9, 3 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税
4 県支出金	1 県補助金
5 財産収入	1 財産運用収入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,369,000	△633	1,368,367
1,369,000	△633	1,368,367
4,962,110	633	4,962,743
4,962,110	633	4,962,743
496	20	516
496	20	516
6,989,326	20	6,989,346

歳 出

款	項
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分
7 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,871,953	0	1,871,953
1,274,735	0	1,274,735
440,107	0	440,107
157,111	0	157,111
65,060	20	65,080
65,060	20	65,080
6,989,326	20	6,989,346



議案第9号

**令和4年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）**

令和4年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,086千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ974,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
254,888	△22,086	232,802
254,888	△22,086	232,802
996,678	△22,086	974,592

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
955,220	△22,086	933,134
955,220	△22,086	933,134
996,678	△22,086	974,592



議案第 10 号

**令和 4 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）**

令和 4 年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 8, 4 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 2 5, 6 9 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 保険料	
	1 保険料
4 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
5 支払基金交付金	
	1 支払基金交付金
6 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
7 財産収入	
	1 財産運用収入
8 繰入金	
	1 一般会計繰入金
9 繰越金	
	1 繰越金
10 諸収入	
	2 雑入
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,164,973	9,718	1,174,691
1,164,973	9,718	1,174,691
1,076,138	933	1,077,071
889,978	30,452	920,430
186,160	△29,519	156,641
1,291,014	3,071	1,294,085
1,291,014	3,071	1,294,085
726,304	△18,700	707,604
636,552	29,194	665,746
89,752	△47,894	41,858
243	10	253
243	10	253
765,905	2,645	768,550
765,904	2,645	768,549
22,032	68,201	90,233
22,032	68,201	90,233
4	2,606	2,610
3	2,606	2,609
5,057,209	68,484	5,125,693

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	5 地域介護、福祉空間整備費等補助金
2 保険給付費	
	1 介護サービス等諸費
	2 介護予防サービス等諸費
	3 その他諸費
	4 高額介護サービス等費
	5 高額医療合算介護サービス等費
	7 特定入所者介護サービス等費
3 地域支援事業費	
	1 介護予防・生活支援総合事業費
	2 包括的支援事業・任意事業費
	4 その他諸費
5 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
175,801	△49,698	126,103
51,473	49	51,522
70,732	△49,747	20,985
4,679,913	16,432	4,696,345
4,285,360	65,860	4,351,220
82,985	9,287	92,272
5,994	301	6,295
107,789	△13,996	93,793
18,332	△712	17,620
179,453	△44,308	135,145
169,381	△5,060	164,321
101,613	△5,060	96,553
67,321	0	67,321
447	0	447
243	106,810	107,053
243	106,810	107,053
5,057,209	68,484	5,125,693



議案第 11 号

**令和 4 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 5 号）**

令和 4 年度甲斐市の地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 6 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	
	1 一般会計繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,539	△268	4,271
4,539	△268	4,271
1,065	202	1,267
1,065	202	1,267
12,746	△66	12,680

歳 出

款	項
<p>1 衛生費</p>	<p>1 地域し尿処理施設費</p>
<p>歳 出 合 計</p>	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
12,634	△66	12,568
12,634	△66	12,568
12,746	△66	12,680



議案第 12 号

**令和 4 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）**

令和 4 年度甲斐市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	
	1 一般会計繰入金
5 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,845	△575	7,270
7,845	△575	7,270
151	575	726
151	575	726
10,549	0	10,549

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,148	0	4,148
4,148	0	4,148
10,549	0	10,549



議案第 13 号

令和 4 年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度甲斐市の簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度甲斐市の簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	96,209 千円	△90 千円	96,119 千円
第 1 項 営業収益	15,802 千円	54 千円	15,856 千円
第 2 項 営業外収益	80,406 千円	△144 千円	80,262 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	100,860 千円	17 千円	100,877 千円
第 2 項 営業外費用	5,168 千円	17 千円	5,185 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「不足する額 30,828 千円は、当年度分損益勘定留保資金 30,828 千円」を「不足する額 30,721 千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 30,721 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	42,761 千円	△220 千円	42,541 千円
第 1 項 企業債	24,400 千円	△400 千円	24,000 千円
第 7 項 補助金	18,273 千円	△7 千円	18,266 千円
第 8 項 加入金	88 千円	187 千円	275 千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	73,589 千円	△327 千円	73,262 千円
第1項 建設改良費	24,495 千円	△220 千円	24,275 千円
第2項 企業債償還金	49,094 千円	△107 千円	48,987 千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
簡易水道事業	24,400 千円	△400 千円	24,000 千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「73,242 千円」を「73,091 千円」に改める。

議案第 14 号

**令和 4 年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第 4 号）**

（総則）

第 1 条 令和 4 年度甲斐市の下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度甲斐市の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,640,287 千円	224 千円	1,640,511 千円
第 2 項 営業外収益	1,069,975 千円	224 千円	1,070,199 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,647,392 千円	2,217 千円	1,649,609 千円
第 1 項 営業費用	1,445,576 千円	△4,783 千円	1,440,793 千円
第 2 項 営業外費用	200,206 千円	7,000 千円	207,206 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「不足する額 538,206 千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 538,206 千円」を「不足する額 539,083 千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 539,083 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,083,097 千円	△877 千円	1,082,220 千円
第 1 項 企業債	535,100 千円	△2,000 千円	533,100 千円
第 5 項 国庫補助金	128,655 千円	1,994 千円	130,649 千円
第 7 項 補助金	371,829 千円	△871 千円	370,958 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道整備事業	477,200 千円	△2,000 千円	475,200 千円

## 甲斐市名誉市民条例の制定の件

甲斐市名誉市民条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市名誉市民条例

(目的)

第1条 この条例は、市及び社会文化の興隆に著しく貢献した者に対し、甲斐市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることにより、その功績と栄誉をたたえることを目的とする。

(称号を贈る条件)

第2条 名誉市民の称号は、市民又は市に縁故の深い者で、前条に規定する功績が卓絶であり、広く市民から郷土の誇りとして深く尊敬を受けるものに対して贈るものとする。

2 前項の名誉市民は、故人に対しても追贈することができる。

(決定)

第3条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する。

(待遇)

第4条 市長は、名誉市民に対して、次の待遇を与えることができる。

- (1) 市の公の式典への参列
- (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める待遇

(称号の取消し)

第5条 市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により、著しく名誉を失い、市民の尊敬を受けるにふさわしくないと認められるときは、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

2 前項の規定により名誉市民でなくなった者は、その取消しの日から前条の規定により与えられた待遇を失う。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

称号を授与することで、市民の市への誇りや郷土愛の醸成につなげるとともに、創甲斐教育推進大綱の基本理念である「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」の推進を図るため、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例の制定の件

甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例

(設置)

第 1 条 市立中学校における休日の部活動（以下「休日の部活動」という。）について、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び教職員の負担軽減等を図る観点から、休日の部活動の地域移行に向けて協議するため、甲斐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、甲斐市中学校部活動地域移行協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 休日の部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動（教職員の勤務を要しない日において地域の活動として行われる部活動をいう。）の運営方法等に関すること。
- (3) 児童、生徒及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休日の部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市立小中学校PTAの代表
- (2) 市立小中学校長の代表
- (3) 市スポーツ協会の代表
- (4) 市スポーツ少年団の代表
- (5) 市文化協会の代表
- (6) 総合型地域スポーツクラブの代表
- (7) 識見を有する者
- (8) 教育委員会教育部長の職にある者
- (9) 教育委員会生涯学習文化課長の職にある者
- (10) 教育委員会スポーツ振興課長の職にある者

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者  
(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

市立中学校における休日の部活動の地域移行に向けて協議するため、甲斐市中学校部活動地域移行協議会を設置することに伴い、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

**甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件**

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 16 年甲斐市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「400,000 円」を「410,000 円」に、「360,000 円」を「370,000 円」に、「350,000 円」を「360,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

甲斐市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の報酬月額を改定するため所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第 18 号

### 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

#### 甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市の市長等の給与等に関する条例（平成 16 年甲斐市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「750,000 円」を「800,000 円」に改め、同条第 2 号中「630,000 円」を「640,000 円」に改め、同条第 3 号中「560,000 円」を「570,000 円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

甲斐市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 19 号

**甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件**

甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部を改正する条例

甲斐市スポーツ施設使用料条例（平成 16 年甲斐市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

別表第1甲斐市立竜王中学校運動場、夜間照明施設、体育館の項中「体育館」の次に「、  
武道場」を加え、同表甲斐市立竜王北中学校運動場、体育館の項中「体育館」の次に「、  
武道場」を加える。

別表第2 2社会体育施設使用料の部武道場の項中

「  
玉幡中学校武道場  
敷島中学校武道場 を  
双葉中学校武道場  
」

「

竜王中学校武道場

竜王北中学校武道場

玉幡中学校武道場

敷島中学校武道場

双葉中学校武道場

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

第 2 次創甲斐教育推進大綱に基づき、スポーツ施設を身近に利用できるよう学校教育施設を開放し、利用機会の拡充を図ることを目的として、甲斐市立竜王中学校及び竜王北中学校の武道場を一般開放するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第20号

### 甲斐市子ども・子育て会議条例等の一部改正の件

甲斐市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

#### 甲斐市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 甲斐市子ども・子育て会議条例（平成25年甲斐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲斐市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年甲斐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第5条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(甲斐市保育料条例の一部改正)

第3条 甲斐市保育料条例（平成27年甲斐市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



**甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件**

甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年甲斐市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない

ものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、事業所を利用する乳幼児の安全の確保に関する規定が追加されたため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年甲斐市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項及び第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、

「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されたことに伴い、施設の長たる管理者の懲戒権に関する規定の削除をするなど所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年甲斐市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたことに伴い、児童の安全確保に関する規定が追加されたため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第 24 号

### 甲斐市国民健康保険条例の一部改正の件

甲斐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

#### 甲斐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲斐市国民健康保険条例（平成 16 年甲斐市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額が引き上げられるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第 25 号

### 甲斐市営住宅条例の一部改正の件

甲斐市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

#### 甲斐市営住宅条例の一部を改正する条例

甲斐市営住宅条例（平成16年甲斐市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「市内」を「山梨県内」に改める。

第14条第1項ただし書中「第35条第1項」を「第35条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

甲斐市営住宅の入居の際には、連帯保証人を確保することを義務付けているが、全国的に身寄りがない高齢者の増加や民法改正などに伴いその確保が困難となっており、連帯保証人に関する要件を緩和する必要があるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第26号

## 甲斐市水道給水条例の一部改正の件

甲斐市水道給水条例の一部改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市水道給水条例の一部を改正する条例

甲斐市水道給水条例（平成16年甲斐市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「同意書等」を「同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 27 号

市道路線認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地	備 考		
				延 長	幅 員	摘 要
365	しみずばな 清水端 宅造 2 号線	下今井字清水端 1285 番 7 地先から 下今井字清水端 1285 番 11 地先まで		91.8m	6.0m～10.0m	
366	しみずばな 清水端 宅造 3 号線	下今井字清水端 1285 番 14 地先から 下今井字清水端 1285 番 16 地先まで		33.9m	6.0m～10.2m	
367	いえ まえ 家ノ前 宅造 1 号線	志田字家ノ前 446 番 2 地先から 志田字家ノ前 445 番 1 地先まで		29.1m	5.0m～10.5m	
1572	おおまがり 大曲 宅造 7 号線	長塚字大曲 595 番 8 地先から 長塚字大曲 595 番 6 地先まで		26.1m	6.0m～10.3m	
668	みや にし 宮の西 宅造 7 号線	西八幡字宮ノ西 852 番 9 地先から 西八幡字宮ノ西 851 番 14 地先まで		35.0m	5.0m～9.6m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 令和 5 年度甲斐市一般会計予算

令和 5 年度甲斐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,788,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		9,470,822
	1 市民税	4,668,585
	2 固定資産税	3,993,137
	3 軽自動車税	289,752
	4 市たばこ税	510,000
	6 入湯税	9,348
2 地方譲与税		193,004
	1 自動車重量譲与税	135,000
	2 地方揮発油譲与税	45,000
	3 森林環境譲与税	13,004
3 利子割交付金		8,000
	1 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金		35,000
	1 配当割交付金	35,000
5 株式等譲渡所得割交付金		35,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	35,000
6 法人事業税交付金		65,000
	1 法人事業税交付金	65,000
7 地方消費税交付金		1,630,000
	1 地方消費税交付金	1,630,000
8 ゴルフ場利用税交付金		23,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,000
9 環境性能割交付金		20,000
	1 環境性能割交付金	20,000
10 地方特例交付金		67,500
	1 地方特例交付金	65,000

(単位：千円)

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,500
11 地方交付税		5,850,000
	1 地方交付税	5,850,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
13 分担金及び負担金		135,117
	1 負担金	135,117
14 使用料及び手数料		201,611
	1 使用料	160,668
	2 手数料	40,943
15 国庫支出金		4,857,776
	1 国庫負担金	4,204,648
	2 国庫補助金	637,120
	3 委託金	16,008
16 県支出金		2,259,338
	1 県負担金	1,558,282
	2 県補助金	554,053
	3 委託金	147,003
17 財産収入		28,899
	1 財産運用収入	18,899
	2 財産売払収入	10,000
18 寄附金		1,130,201
	1 寄附金	1,130,201
19 繰入金		1,089,966
	1 基金繰入金	1,089,962
	2 特別会計繰入金	4

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
21 諸収入		640,320
	1 延滞金、加算金及び過料	10,211
	2 市預金利子	271
	3 受託事業収入	18,195
	4 貸付金元利収入	3,000
	5 雑入	608,643
22 市債		1,634,446
	1 市債	1,634,446
歳入合計		29,788,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		196,846
	1 議会費	196,846
2 総務費		4,018,215
	1 総務管理費	3,419,625
	2 徴税費	327,152
	3 戸籍住民基本台帳費	233,941
	4 選挙費	14,208
	5 統計調査費	5,390
	6 監査委員費	17,899
3 民生費		12,013,032
	1 社会福祉費	4,955,466
	2 児童福祉費	5,849,370
	3 生活保護費	1,200,183
	4 国民年金費	8,012
	5 災害救助費	1
4 衛生費		2,820,840
	1 保健衛生費	1,205,260
	2 環境衛生費	250,896
	3 清掃費	1,364,684
5 労働費		50,779
	1 労働諸費	50,779
6 農林水産業費		528,734
	1 農業費	436,847
	2 林業費	83,471
	3 国土調査費	8,416
7 商工費		130,208
	1 商工費	130,208

(単位：千円)

款	項	金額
8 土木費		2,693,731
	1 土木管理費	312,901
	2 道路橋梁費	464,575
	3 河川費	79,300
	4 都市計画費	1,774,644
	5 住宅費	62,311
9 消防費		1,073,279
	1 消防費	1,073,279
10 教育費		3,181,618
	1 教育総務費	532,560
	2 小学校費	724,047
	3 中学校費	298,158
	4 学校給食費	677,599
	5 幼稚園費	29,736
	6 社会教育費	678,167
	7 保健体育費	241,351
11 災害復旧費		1,500
	1 農林水産施設災害復旧費	500
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		2,995,344
	1 公債費	2,995,344
13 諸支出金		53,874
	1 基金費	53,874
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		29,788,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度に貸し付けられた甲斐市生活福祉資金等償還金の利子補給に関する条例に定めた資金の償還に係る利子補給	令和6年度から当該資金償還まで	各種資金の借入利子を限度とする額
甲斐市総合計画及び甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間満了に伴う新規計画等の策定業務委託	令和6年度	4,950
令和5年度に貸し付けられた甲斐市創業融資に係る利子補給要綱に定めた資金の償還に係る利子補給	令和6年度	利子返済を開始した月から1年以内に支払った利子の額
令和5年度に貸し付けられた甲斐市小規模企業者経営改善対策資金利子補給要綱に定めた資金の償還に係る利子補給	令和6年度	利子返済を開始した月から1年以内に支払った利子の2分の1以内の額

### 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設等適正管理推進事業	353,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
地域活性化事業	9,500	同 上	同 上	同 上
公共事業等	156,700	同 上	同 上	同 上
河川事業	32,300	同 上	同 上	同 上
緊急防災・減災事業	104,700	同 上	同 上	同 上
防災対策事業	2,300	同 上	同 上	同 上
学校施設整備事業	101,100	同 上	同 上	同 上
合併特例事業	339,200	同 上	同 上	同 上
合併特例事業 (借換債)	335,046	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	200,000	同 上	同 上	同 上
計	1,634,446			

## 令和 5 年度甲斐市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度甲斐市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 9 7 1, 2 3 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,284,000
	1 国民健康保険税	1,284,000
2 使用料及び手数料		901
	1 手数料	901
3 国庫支出金		64
	2 国庫補助金	64
4 県支出金		4,911,065
	1 県補助金	4,911,065
5 財産収入		417
	1 財産運用収入	417
6 繰入金		747,780
	1 一般会計繰入金	503,661
	2 基金繰入金	244,119
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		27,008
	1 延滞金、加算金及び過料	15,004
	2 雑入	12,004
歳入合計		6,971,236

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		98,706
	1 総務管理費	90,433
	2 徴税費	8,033
	3 運営協議会費	240
2 保険給付費		4,820,000
	1 療養諸費	4,184,457
	2 高額療養費	602,002
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	27,512
	5 葬祭諸費	5,000
	6 傷病手当金	1,027
3 国民健康保険事業費納付金		1,957,923
	1 医療給付費分	1,321,751
	2 後期高齢者支援金等分	476,244
	3 介護納付金分	159,928
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
6 保健事業費		75,634
	1 特定健康診査等事業費	68,673
	2 保健事業費	6,961
7 基金積立金		417
	1 基金積立金	417
8 公債費		353
	1 公債費	353
9 諸支出金		8,202
	1 償還金及び還付加算金	8,202
10 予備費		10,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予備費	10,000
歳出合計		6,971,236

議案第 30 号

**令和 5 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算**

令和 5 年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 5 6 , 5 8 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		712,375
	1 後期高齢者医療保険料	712,375
2 使用料及び手数料		125
	1 手数料	125
3 繰入金		243,056
	1 一般会計繰入金	243,056
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,024
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,020
	3 雑入	2
歳入合計		956,581

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		40,762
	1 総務管理費	37,349
	2 徴収費	3,413
2 後期高齢者医療広域連合納付金		914,798
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	914,798
3 諸支出金		1,021
	1 償還金及び還付加算金	1,020
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		956,581



## 令和 5 年度甲斐市介護保険特別会計予算

令和 5 年度甲斐市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 3 2 7, 9 6 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,182,370
	1 保険料	1,182,370
2 分担金及び負担金		10,821
	1 負担金	10,821
3 使用料及び手数料		681
	1 手数料	681
4 国庫支出金		1,067,895
	1 国庫負担金	920,944
	2 国庫補助金	146,951
5 支払基金交付金		1,338,384
	1 支払基金交付金	1,338,384
6 県支出金		878,028
	1 県負担金	656,643
	2 県補助金	221,385
7 財産収入		201
	1 財産運用収入	201
8 繰入金		849,583
	1 一般会計繰入金	785,332
	2 基金繰入金	64,251
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	3
歳入合計		5,327,968

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		301,243
	1 総務管理費	52,067
	2 徴収費	8,055
	3 認定調査等費	18,398
	4 介護認定審査会費	27,321
	5 地域介護、福祉空間整備費等補助金	195,402
2 保険給付費		4,854,110
	1 介護サービス等諸費	4,488,505
	2 介護予防サービス等諸費	95,603
	3 その他諸費	6,386
	4 高額介護サービス等費	99,384
	5 高額医療合算介護サービス等費	18,678
	7 特定入所者介護サービス等費	145,554
3 地域支援事業費		171,611
	1 介護予防・生活支援総合事業費	102,977
	2 包括的支援事業・任意事業費	68,187
	4 その他諸費	447
5 基金積立金		201
	1 基金積立金	201
6 諸支出金		803
	1 償還金及び還付加算金	802
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		5,327,968



議案第 32 号

**令和 5 年度甲斐市介護サービス特別会計予算**

令和 5 年度甲斐市の介護サービス特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6, 5 4 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		15,439
	1 予防給付費収入	15,439
2 繰入金		1,101
	1 一般会計繰入金	1,101
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		16,543

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,403
	1 総務管理費	4,403
2 事業費		12,138
	1 居宅介護支援事業費	12,138
3 諸支出金		2
	1 償還金	1
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		16,543



**令和 5 年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算**

令和 5 年度甲斐市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 3 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1
	1 一般会計繰入金	1
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		928
	1 貸付金元利収入	926
	2 預金利子	1
	3 延滞金	1
歳入合計		930

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事務費		10
	1 事務費	10
2 公債費		920
	1 公債費	920
歳 出 合 計		930



**令和 5 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算**

令和 5 年度甲斐市の地域し尿処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,058 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		7,128
	1 使用料	7,128
2 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
3 繰入金		3,418
	1 一般会計繰入金	3,418
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		11,058

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 衛生費		10,948
	1 地域し尿処理施設費	10,948
2 諸支出金		10
	1 基金積立金	10
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		11,058



## 令和 5 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度甲斐市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 3 5 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,265
	1 負担金	1,265
2 使用料及び手数料		1,228
	1 使用料	1,227
	2 手数料	1
4 繰入金		5,855
	1 一般会計繰入金	5,855
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
歳入合計		8,351

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		3,691
	1 総務管理費	3,691
2 公債費		4,560
	1 公債費	4,560
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		8,351



## 令和 5 年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計予算

令和 5 年度甲斐市の合併浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40, 266 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		434
	1 分担金	434
2 使用料及び手数料		5,640
	1 使用料	5,629
	2 手数料	11
3 国庫支出金		1,532
	1 国庫補助金	1,532
4 繰入金		13,057
	1 一般会計繰入金	13,057
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
7 市債		19,600
	1 市債	19,600
歳入合計		40,266

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		17,322
	1 総務管理費	17,322
2 事業費		19,039
	1 事業費	19,039
3 公債費		3,804
	1 公債費	3,804
4 諸支出金		1
	1 繰出金	1
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		40,266

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
合併浄化槽事業	19,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
計	19,600			

## 令和5年度甲斐市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度甲斐市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用給水栓数	26,043 栓
(2) 年間総給水量	5,920,000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	16,175 m <sup>3</sup>
(4) 建設改良事業	
イ 配水管整備事業	543,590 千円
ロ 施設整備事業	194,441 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,014,938 千円
第1項 営業収益		916,578 千円
第2項 営業外収益		98,358 千円
第3項 特別利益		2 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		800,867 千円
第1項 営業費用		766,405 千円
第2項 営業外費用		29,001 千円
第3項 特別損失		1,461 千円
第4項 予備費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 654,903千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 226,294千円、建設改良積立金 380,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 48,609千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	87,663千円
第3項 負担金	51,054千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
第8項 加入金	36,608千円

  

支 出	
第1款 資本的支出	742,566千円
第1項 建設改良費	738,031千円
第2項 企業債償還金	4,535千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転管理等業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	908,358千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 88,689千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 児童手当 552 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,273 千円と定める。



## 令和5年度甲斐市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度甲斐市の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用給水栓数	511 栓
(2) 年間総給水量	106,063 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	290 m <sup>3</sup>
(4) 建設改良事業	
イ 配水管整備事業	0 千円
ロ 施設整備事業	47,360 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		91,106千円
第1項 営業収益		15,023千円
第2項 営業外収益		76,082千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 水道事業費用		90,698千円
第1項 営業費用		86,319千円
第2項 営業外費用		3,772千円
第3項 特別損失		107千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 30,781千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 30,781千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入		63,846千円
第1項 企業債		46,500千円
第3項 負担金		1千円
第7項 補助金		17,257千円
第8項 加入金		88千円

支 出

第1款 資本的支出		94,627千円
第1項 建設改良費		47,360千円
第2項 企業債償還金		47,267千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業	46,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

5,994 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、67,248千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5千円と定める。



## 令和 5 年度甲斐市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度甲斐市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	25,300 戸
(2) 年間総処理水量	5,655,000 m <sup>3</sup>
(3) 1 日平均処理水量	15,450 m <sup>3</sup>
(4) 建設改良事業	
イ 社会資本整備総合交付金事業	470,103 千円
ロ 公共下水道事業	15,250 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益		1,620,867 千円
第 1 項 営業収益		571,652 千円
第 2 項 営業外収益		1,049,214 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
	支	出
第 1 款 下水道事業費用		1,624,869 千円
第 1 項 営業費用		1,440,102 千円
第 2 項 営業外費用		182,857 千円
第 3 項 特別損失		910 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 545,323 千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 545,323 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	953,356千円
第1項 企業債	457,000千円
第4項 負担金	31,220千円
第5項 国庫補助金	117,900千円
第7項 補助金	347,236千円

支 出

第1款 資本的支出	1,498,679千円
第1項 建設改良費	557,509千円
第2項 企業債償還金	941,170千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和5年度に貸し付けられた甲斐市下水道排水設備等改造資金融資あっせん要綱に定めた融資資金の償還に係る利子補給	令和6年度から当該資金償還まで	資金の借入利子を限度とする額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道整備事業	54,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
公共下水道整備事業	402,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 60,972千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,105,153千円である。